

苫小牧市子ども・子育て審議会部会の実施状況と結果報告について

苫小牧市子ども・子育て審議会部会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名 (★：部会長)	専門 委員
藤女子大学（人間生活学部保育学科・子ども教育学科）	教授	小山 和利	○
札幌弁護士会苫小牧支部（高田法律事務所）	弁護士	高田 耕平	○
いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく	センター長	田中 春代	○
北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部（苫小牧聖母幼稚園）	園長	青山 邦子	
苫小牧市法人保育園協議会（拓勇おひさま保育園）	園長	遠藤 明代	
苫小牧市小学校長会（若草小学校）	校長	毛利 毅	
苫小牧市医師会（苫小牧市立病院）	医師	木原 美奈子	○
苫小牧市民生委員児童委員協議会	会長	★松村 順子	○
公募委員		藤崎 詠子	

実施状況

●令和2年度第1回苫小牧市子ども・子育て審議会部会

実施日時等：令和2年6月30日（火）※書面開催

- 議題 ・ 本市における児童虐待の現状及び取り組みについて
 ・ （仮称）苫小牧市子どもを虐待から守る条例骨子案の内容について

●令和2年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会部会

実施日時等：令和2年8月21日（金）18:00～19:20 職員会館304会議室

- 議題 ・ （仮称）苫小牧市子どもを虐待から守る条例素案について
 ・ パブリックコメントの実施について

●パブリックコメントの実施

実施期間：令和2年9月2日～10月1日（30日間）

- 結果 ・ 意見提出人数 2人
 ・ 意見提出件数 5件（4項目）

●令和2年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会部会

実施日時等：令和2年10月23日（金）18:00～18:30 市民活動センター多目的ホール

- 議題 ・ 苫小牧市子どもを虐待から守る条例最終案について
 ・ パブリックコメントの結果について

令和2年度第3回子ども・子育て審議会に、「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」最終案がまとまったことの報告をもって、専門委員の委嘱は解かれます。

結果報告

苫小牧市子どもを虐待から守る条例（最終案）概要版

【目的】

市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの権利利益の擁護、安全の確保、心身の健やかな成長が図られる社会の実現に寄与する

【基本理念】 虐待は子どもを死に至らしめるおそれあり！虐待のないまちづくりを！

- ・虐待は子どもの成長や人格形成に影響を与える著しい人権侵害であるとともに子どもを死に至らしめるおそれがあり、何人もこれを行ってはならない
- ・虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、子どもの安全の確保を最優先とすること
- ・虐待のないまちづくりを推進し、子どもの健やかな成長が守られる社会の実現を目指すこと

【市の責務】 子ども家庭総合支援拠点における体制整備を規定！

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援と、これらにつながる子ども家庭総合支援拠点をはじめとした体制整備及び広報啓発を実施すること

【保護者の責務】

虐待を決して行ってはならず、子どもの心身の健やかな成長を図ること

【市民等の責務】

子ども及び子育て家庭を見守り、地域社会から孤立させないこと

【関係機関等の責務】

市の施策への協力及び相互連携に努めるとともに見守り体制の整備に努めること

【虐待の予防及び早期発見】 妊婦も支援対象に明記！生まれる前から支援体制構築！

子育て支援に関する施策を充実させ、個々の子どもや保護者、妊婦等、家庭の状況に応じ、関係機関等と連携し、必要な支援を行うこと

【通告に係る対応等】 通告は相談の入口！虐待のおそれなくても状況に応じた支援を！

迅速な調査と安全確認の実施をするとともに虐待のおそれがない場合であっても個々の家庭の状況に応じた支援を行うこと

【虐待を行った保護者に対する指導及び支援】

虐待を受けた子どもとの良好な関係構築及び再発防止に必要な指導又は支援を行うこと

【虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援】

虐待により児童養護施設等に入所等していた子どもの家庭生活及び自立の支援を行うこと

【子どもの虐待に関する知識の普及等】

関係機関等と連携し、子どもへの知識普及を図ること

【児童虐待防止推進月間】

市民に関心と理解を深めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間に定めること

【通告の状況等の公表】

通告等の状況及び関係する施策の実施状況の公表を行うこと

【施行日】 令和3年1月1日